

子育て世代必見!!

母子家庭・父子家庭の人へ

ひとり親家庭等医療費助成の手続きを!

☎ 保健福祉・子ども・子育て相談センター
0558(76)8008

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、なるべく郵送での提出をお願いします。

○継続申請

受給者には、6月上旬に更新手続きの案内を郵送します。申請書の提出がない場合、7月以降受給することができませんので、必ず提出してください。
申請方法/①郵送(案内に同封された返信用封筒に、申請書・必要書類を入れて返送・切手不要)②大仁庁舎窓口で申請

○新規申請

今まで所得状況により受給できなかった人も、令和2年分の所得や家族状況に変更があった場合、7月から受給できることがあります。該当すると思われる人は申請してください。
持ち物/①印鑑 ②健康保険証の写し(家族全員分)③申請者名義の通帳の写し ④個人番号のわかるもの(マ



イナンバーカードまたは通知カード)⑤附加給付内容証明(健康保険組合加入者のみ)⑥本人確認書類

※その他の書類が必要となる場合があります。

申請方法/保健福祉・子ども・子育て相談センター窓口で申請

○継続・新規申請共通

受付期間/6月4日(金)~18日(金)
(平日のみ)8時30分~17時15分
申請窓口/保健福祉・子ども・子育て相談センター

伊豆の国市在宅医療・介護連携相談窓口をぜひ活用ください!

☎ 保健福祉・子ども・子育て相談センター
0558(76)8010

療養や治療が必要になっても、住み慣れた自宅で自分らしい生活を送りたい...そんな願いを支えます。
病院から自宅に退院する時や、自宅での療養生活に不安が生じた時など、安心して自宅での生活を続けられるよう相談に応じます。

こんな相談に応じています

- 退院して自宅で療養をしたいけれど、家での生活が心配...
- 家で介護ができるか不安...何か受けられるサービスはありますか?
- ひとりで通院やリハビリができるか心配...誰かお手伝いしてくれる人はいませんか?
- 訪問してくれるお医者さんや歯医者さんを紹介してほしい。
- 食事やお薬のことで悩んでいる。訪問してくれる薬剤師さんがいますか?
- 体調が悪く通院できなくなったら、どうしたらいい?

相談窓口

伊豆保健医療センター内
☎ 0558(76)1133

相談開設時間

月~金曜日9時~16時
(祝日・年末年始をのぞく)
※状況に応じ、その他の時間帯でも応じることが可能な場合があります。まずはご相談ください。



児童手当現況届(更新手続き)の提出を!

☎ 保健福祉・子ども・子育て相談センター
0558(76)8008

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、なるべく郵送での提出をお願いします。

6月は、児童手当の年度更新月です。児童手当を6月以降も引き続き受給するには、「現況届」の提出が必要です。対象者には、6月上旬に「児童手当現況届」の案内を郵送します。提出がない場合、6月分以降の手当を受給することができませんので、必ず提出してください。

○現況届の提出方法

受付期間/6月4日(金)~30日(水)
(平日のみ)8時30分~17時15分
提出方法/①郵送(案内に同封の返信用封筒で返送、切手不要)で提出
②マイナポータルからの電子申請
(マイナンバーカード、カードリーダーが必要)③保健福祉・子ども・子育て相談センター窓口にて持参して提出(持ち物/現況届、受給者(保護者)の健康保険証)

児童手当を支払います

6月15日(火)に、2月分から5月分までの児童手当を指定口座に振り込みます。16日(水)以降、口座をご確認ください。



看板の設置には許可が必要です!



いずみ ひかり
伊豆海
キレイな景観大好き。最近ステキな看板にキョーミあり。カメラを持ってまち歩き。

☎ 都市計画課
055(948)2909

屋外広告物(看板)の許可申請はなぜ必要なの?

屋外広告物(看板)は、街並みの景観を構成する重要な要素であるため、周辺と調和しているかを確認し、秩序ある美しい街並みを形成するために、許可制としています。また、強風や老朽化による落下・倒壊事故防止のために、管理状態を確認する目的もあります。

▲屋外広告物の一例



自分の敷地に自分のお店(自社)の看板を出すのにも申請が必要?

自分のお店(自社)の事業敷地内に表示・設置する看板でも、文字や色によって景観に影響を与えるので、申請が必要です。ただし、敷地内にある全ての看板の合計表示面積によっては、申請が不要な場合もあります。

数年前からある自分のお店の看板も、今から申請が必要?

現在は無許可の状態になっていますので、直ちに申請が必要です。許可基準に適合していない場合は、改修案をお考えいただき、申請していただくことになります。

どうして申請すればいいの?

都市計画課へご相談ください。広告物の形態や規模によっては、別途、他の法令による手続きが併せて必要となる場合があります。